

甲府市市内企業とスタートアップ企業のマッチング事業実施要綱

令和7年1月24日
産第6号

(目的)

第1 この要綱は、甲府市(以下「本市」という。)の市内企業と革新的な技術やアイデアを持つスタートアップ企業とのマッチングを行い、新たな技術開発や市場創出にチャレンジし、市内企業の今後の成長・拡大を図るとともに、スタートアップ企業に対し、新たなビジネスの場を創出することで、本市への事業拠点の設置(企業誘致)を目指す事業(以下「本事業」という。)について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 市内企業 本市内に本店・支店・事業所等がある企業をいう。
- (2) スタートアップ企業 成長スピードが速く、イノベーション、社会貢献を意識している国内外非上場企業をいう。
- (3) マッチング 市内企業の課題とスタートアップ企業の事業に親和性があったときに、一緒に共創ができるかどうか企業同士で面談や打ち合わせを行うことをいう。
- (4) 共創案 市内企業及びスタートアップ企業(以下「両企業」という。)で共に新規事業に取り組む案のことをいう。
- (5) メンター 金融機関、ベンチャーキャピタル及びスタートアップ支援に造詣が深い個人又は団体等で共創案に対し、助言等を行う者のことをいう。
- (6) ブラッシュアップ 共創案をより良い事業にするために、メンターからの助言により、磨き上げを行うことをいう。
- (7) 事業化 両企業で契約等を結び、共創案を事業として開始することをいう。

(事業の主体)

第3 本事業の主体は本市とし、担当は産業立地課とする。

(事業の対象)

第4 本事業に参加できる企業は、市内企業及び県外のスタートアップ企業とする。

(事業の内容)

第5 本事業は、次に掲げる内容のとおりとする。

- (1) 本市は、市内企業の課題について、詳細の聞き取りを行う。
- (2) 本市は、スタートアップ企業の事業についての詳細や、マッチングしたい業種等の聞き取りを行う。
- (3) 本市は、面談などを通じて両企業のマッチングを行う。
- (4) 本市は、マッチングの結果、共創案を創出する両企業が決定した場合、両企業による共創案の発表、及びその共創案に対しメンターによるブラッシュアップの機会を設ける。
- (5) 本市は、前号に規定する共創案の発表について聴講できるイベントを開催することにより、市内企業や県外スタートアップ企業に本事業の周知・浸透を図る。

(申請等)

第6 本事業へ参加を希望する市内企業は市内企業参加申込書(第1号様式)、スタートアップ企業はスタートアップ企業参加申込書(第2号様式)により、申請を行う。

(参加決定)

第7 市長は、第6の規定による申請があったときは、申請の内容を確認し、参加を認める場合、参加決定通知書(第3号様式)により、通知する。

2 市長は、前項により参加が決定した両企業の概要を本市ホームページに掲載することができる。

3 参加が決定した両企業は、共創案の発表など本事業の運営に協力するものとする。

4 市長は、第6の規定による申請の内容が、本事業への参加に不適当と認める場合、通知しない。

(メンターの登録)

第8 市長は、第5第5号に規定するブラッシュアップへ参加することが相応しいメンターに対し、メンター登録依頼書(第4号様式)により、依頼する。

2 前項において、依頼を受けたメンターは、登録に同意する場合、依頼書を受け取った日から3週間以内にメンター登録同意書(第5号様式)を市長へ提出する。

(参加期間)

第9 両企業は、第7の規定により通知があった日から2年間を参加期間とする。ただし、市内企業においては、共創案が事業化した時点で本事業への参加終了とし、共創案発表前に事業化した場合は、共創案を発表した時点で本事業への参加終了とする。

(参加の辞退)

第10 参加した両企業は、第5第3号の規定により面談を行っても共創案を創出する企業が現れず、本事業から辞退する場合、参加辞退届(第6号様式)を市長へ届け出るものとする。

2 登録したメンターが本事業から辞退する場合、登録取消届(第7号様式)を市長へ届け出るものとする。

(参加の取り消し)

第11 市長は、参加した両企業が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、本事業への参加を取り消すことができる。

(1) 市内企業又はスタートアップ企業が操業等を休止し、又は廃止したとき。

(2) その他、市長がその企業の参加を取り消す必要があると認めたとき。

(状況報告)

第12 市長は、共創案を創出する両企業に対し、共創案の状況について報告を求めることができる。

2 両企業は、第5第3号の規定により共創案を創出する企業同士が決定したときは、その旨を共創開始報告書(第8号様式)により市長に報告するものとする。

(守秘義務)

第13 両企業及びメンターは、本事業の実施に関して知り得た情報を、両企業の同意なく他に漏らし、又は他の目的に使用してはならない。

(本市の責任の範囲)

第14 第12第2項の規定により、共創開始報告書の提出後に行う共創案創出に関する連絡調整、交渉、契約その他の行為については、本市は、一切の責任を負わない。

(その他)

第15 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、令和7年1月24日から施行する。